

## 第1回智頭町議会臨時会会議録

令和7年1月17日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 1号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第7号）
- 第 5. 議案第 2号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第 3号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7. 議案第 4号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 8. 議案第 5号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第 6号 令和6年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第10. 議案第 7号 令和6年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第11. 議案第 8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第10号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第14. 議案第11号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第12号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告

- 第 4. 議案第 1 号 令和 6 年度智頭町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 5. 議案第 2 号 令和 6 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 第 6. 議案第 3 号 令和 6 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4  
号)
- 第 7. 議案第 4 号 令和 6 年度智頭町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8. 議案第 5 号 令和 6 年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算 (第 3  
号)
- 第 9. 議案第 6 号 令和 6 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 10. 議案第 7 号 令和 6 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 11. 議案第 8 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に  
ついて
- 第 12. 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 13. 議案第 10 号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
改正について
- 第 14. 議案第 11 号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改  
正について
- 第 15. 議案第 12 号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の  
廃止について

1. 会議に出席した議員 (10 名)

1 番 北 川 貴 将	2 番 仲 井 茎
4 番 岡 田 光 弘	5 番 宮 本 行 雄
6 番 田 中 賢	7 番 谷 口 翔 馬
8 番 波 多 恵理子	10 番 大河原 昭 洋
11 番 安 道 泰 治	12 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員 (2 名)

3 番 西 尾 寿 樹	9 番 岩 本 富美男
-------------	-------------

1. 会議に出席した説明員 (10 名)

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課 長		國 岡 厚 志
税 務 住 民 課 長 兼 水 道 課 長		西 川 公 一 郎
教 育 課 長		竹 内 学
福 祉 課 長		山 本 洋 敬
総 務 課 参 事		國 岡 まゆみ
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	山 崎 里 奈

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、北川貴将議員、2番、仲井荃議員を指名します。

## 日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

## 日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項並びに第199条第9項の規定に基づき、令和6年12月分の例月出納検査報告書並びに令和6年定期監査結果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、本臨時会の説明員につきましては、1月14日付をもって、町長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第1号から日程第15．議案第12号まで 12議案  
一括報告

○議長（谷口雅人） これから、議案第1号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第7号）から議案第12号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止についてまでの12議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第1回臨時町議会を召集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

議案第1号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第7号）については、各費目にわたって、令和6年人事院勧告を踏まえた職員給及び期末手当並びに勤勉手当の改定に伴う経費を措置するものです。

また、物価高騰対策として、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円を給付し、子育て世帯については、子ども1人につき2万円を加算する住民税非課税世帯等給付金に要する経費を計上しています。

補正予算額は、9,744万9,000円の増額であり、補正後の予算総額は、73億228万4,000円となります。

議案第2号から議案第7号までは、特別会計及び企業会計の補正予算についてです。いずれも各費目にわたって、令和6年人事院勧告を踏まえた職員給及び期末手当並びに勤勉手当の改定に伴う経費を措置するものです。

次に、条例案件について説明します。

議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.05月分引き上げるものです。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正については、令和6年人事院勧告を踏まえ、給料表の改定を行うとともに、期末手当並びに勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げるほか、その他諸手当を改正するものです。

議案第10号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、令和6年人事院勧告を踏まえ、諸手当を改正するものです。

議案第11号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、令和6年人事院勧告を踏まえ、諸手当について改正するものです。

議案第12号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止については、教育公務員特例法に基づき定めていましたが、当該条項の削除により経過措置として残していたものを廃止するものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。詳細については主管

課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第1号から日程第15、議案第12号までの12議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第1号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第7号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第1号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第7号）、歳入歳出の総額に、9,744万9,000円を増額し、それぞれ73億228万4,000円とするものです。

まず、歳出についてですが、別に配付をしております令和6年度1月補正予算概要と補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

いずれも各費目にわたって、令和6年人事院勧告を踏まえた職員給及び期末手当並びに勤勉手当の改定などに伴う人件費の調整を計上するとともに、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、水道事業会計及び病院事業会計の各会計について、人件費を調整したことにより、それぞれの会計への繰出金の増額を措置しております。

また、物価高騰対策として、住民税非課税世帯の980世帯を対象に、1世帯当たり3万円の給付及び子育て世帯の子ども130人に1人につき2万円を加算する住民税非課税世帯等給付金に要する経費を計上しています。

歳入につきましては、予算書7ページのとおり、地方交付税のほか、国県支出金、繰入金をもって措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊11ページの社会福祉総務費で、住民税非課税世帯給付金ということで説明をいただきました。世帯数は980世帯で3万円ということと、あと、子ども加算ということで1人当たり2万円ということでした。対象が130人ということでありますけども、これは子どもの対象年齢についてちょっと確認の意味を含めて、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 18歳以下となっております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） すみません。先ほどの補足説明について、1か所訂正をさせていただきます。人件費の調整、各特別会計等で行っているものに対しての繰出金のところで、水道事業会計及び病院事業会計と申し上げましたが、病院事業会計には繰り出しをしておりませんので、そのところを訂正をさせていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第2号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第2号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

補正予算書30ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億2,314万1,000円とするものです。

歳出につきましては、36ページをご覧ください。

一般管理費で、人事院勧告を踏まえ、給与及び職員手当等、人件費の調整を行っています。

歳入につきましては、35ページをご覧ください。

一般会計繰入金で措置しています。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第3号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第3号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

補正予算書40ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ206万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億3,562万2,000円とするものです。

歳出につきましては、47ページから48ページをご覧ください。

一般管理費、介護予防ケアマネジメント事業費、認知症総合支援事業費及び介護予防支援費では、人事院勧告を踏まえ、給与及び職員手当等の人件費の調整を、一般会計繰出金では、一般会計人件費の調整のため、繰出金を増額措置しています。

歳入につきましては、45ページから46ページをご覧ください。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金及び介護予防サービス収入で措置しています。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第4号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第2

号)の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第4号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

収益的収入及び支出の下水道事業収益の営業外収益を13万7,000円増額し、2億6,076万3,000円としております。また、下水道事業費用の営業費用を13万7,000円増額し、2億6,186万3,000円としております。

その内訳としましては、第3条にありますように、職員給与費を13万7,000円増額し、953万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきまして、下水道事業費用のうち、総経費について、令和6年人事院勧告を踏まえた人件費の調整を計上しており、収益的収入については、他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第5号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第5号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)でございます。

収益的収入及び支出の下水道事業収益の営業外収益を30万9,000円増額し、2億4,629万6,000円としております。また、下水道事業費用の営業費用を30万9,000円増額し、2億4,739万6,000円としており

ます。

その内訳としましては、第3条にありますように、職員給与費を30万9,000円増額し、646万8,000円とするものです。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきまして、下水道事業費用のうち総経費について、令和6年人事院勧告を踏まえた人件費の調整を計上しており、収益的収入については、他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第6号 令和6年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第6号 令和6年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的収入及び支出の水道事業収益の営業外収益を15万1,000円増額し、9,545万5,000円としております。また、水道事業費用の営業費用を38万5,000円増額し、8,744万4,000円としております。

その内訳としましては、第3条にありますように、職員給与費を38万5,000円増額し、2,111万1,000円とするものです。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきまして、水道事業費用のうち、総経費について、令和6年人事院勧告を踏まえた人件費の調整を計上しており、収益的収入については、他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第7号 令和6年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長 (福安教男) 予算書1ページをご覧ください。

議案第7号 令和6年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、病院事業費用に2,429万9,000円を追加し、総額21億2,391万9,000円とするものです。

第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費の補正に合わせて計上しております。

予算書14ページをご覧ください。

医療費用と老人保健施設事業費用の給与費につきまして、給与改定による増額分を計上しております。

以上です。

○議長 (谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長 (國岡厚志) 議案書1ページをご覧ください。

議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当支給月数年間3.4月分を年間3.45月分に0.05月分へ引き上げることについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書2ページをご覧ください。あわせて、議案説明資料概要1ページもご覧ください。

改正条例第1条の改正は、令和6年12月期の期末手当支給月数を1.75月分とするものであり、同第2条の改正は、令和7年度以降は6月期、12月期ともに1.725月分とするものであります。

施行の期日は公布の日からでありますので、令和6年度6月期の支給月数は、改正前の1.7月分のみであり、第2条の規定は、令和7年度4月1日から施行するため、第2条による改正については、令和7年度以降に適用されるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書4ページをご覧ください。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正については、令和6年度人事院勧告を踏まえ、職員給及び期末手当並びに勤勉手当の支給月数、扶養手当などの各種手当について、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書5ページから26ページをご覧ください。あわせて、議案説明資料概要2ページもご覧ください。

改正条例第1条は、令和6年12月期の期末手当支給月数を1.275月分とするものであり、同3条の改正は、令和7年度以降は、6月期、12月期ともに1.25月分とするものであります。また、令和6年12月期の勤勉手当支給月数を1.075月分とするものであり、同3条の改正は、令和7年度以降は、6月期、12月期とも1.05月分とするものであります。

そのほか、同3条の諸手当の主な改正は、扶養手当では、配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当の増額を、管理職特別勤務手当では、管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯を拡大するものです。

施行期日は、公布の日からでありますので、令和6年度6月期の支給月数は改

正前のままであり、第3条の規定は、令和7年4月1日から施行するため、第3条による改正については、令和7年度以降に適用されるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 人事院勧告に基づいて、初任給及び若年層に重点を置くということでございます。これ見てもよく分からないので、大卒、高卒の場合の初任給というのが大体幾らぐらいになるのかという、その辺りについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） このたびの改正で月例給については、一般職高卒であります。これが令和6年度、16万6,600円から18万8,000円に、2万1,400円増額となります。率におきましては、12.8%の増額となります。

また、大卒については、令和6年度改正前については、19万6,200円が22万円となり、プラスの2万3,800円となり、率でしますと12.1%の増額となります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第10号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書27ページをご覧ください。

議案第10号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、令和6年人事院勧告を踏まえ、諸手当を改正するものです。

それでは、議案書28ページ、29ページをご覧ください。あわせて、議案説明資料概要を3ページ上段もご覧ください。

概要につきましては、住居手当及び単身赴任手当について、必要な文言の修正

を行うものであります。

施行の期日は、令和7年4月1日からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） この技能労務職員ということなんですけども、ちょっとあまり聞きなれない言葉ですので、どういった方が対象になるかというのを簡単に説明をいただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） これについては、現業職といたしますか、現場での職種となります。一般職ではない技能労務職員、現業職員といたしますか、給食職員であるとか、そういったものにあります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第11号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書30ページをご覧ください。

議案第11号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、令和6年人事院勧告を踏まえ、諸手当を改正するものです。

それでは、議案書31ページ、32ページをご覧ください。あわせて、議案説明資料概要3ページの中段もご覧ください。

概要につきましては、扶養手当、住居手当、単身赴任手当について、必要な文言の修正を行うものであります。

施行の期日は、令和7年4月1日からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） これも企業職員さんというのは、いわゆる公営企業に値する方々になるのかなというふうに思うんですけど、それに対象となられる方はどういった方になられるのかというのを少し説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 公営企業会計で支払いをしている職員となりますので、そういった職員が対象となります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第12号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書33ページをご覧ください。あわせて、議案説明資料を概要3ページ下段もご覧ください。

議案第12号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止については、教育公務員特例法に基づいて定めておりましたが、当該条項の削除により、教育委員長と教育長を一本化した「新」教育長の設置までの経過措置として残していたものについて廃止をするものであります。

施行の期日は、公布の日からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時38分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第1号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第2

号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号 令和6年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号 令和6年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和7年1月17日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 北 川 貴 将

智頭町議会議員 仲 井 茎